

閣議及び閣僚懇談会議事録

開催日時：令和5年3月22日（水） 8：05～8：15

開催場所：総理大臣官邸閣議室

出席者：松本剛明 国务大臣（総務大臣）
齋藤健 国务大臣（法務大臣）
林芳正 国务大臣（外務大臣）
鈴木俊一 国务大臣（財務大臣、内閣府特命担当大臣）
永岡桂子 国务大臣（文部科学大臣）
加藤勝信 国务大臣（厚生労働大臣）
野村哲郎 国务大臣（農林水産大臣）
西村康稔 国务大臣（経済産業大臣、内閣府特命担当大臣）
斉藤鉄夫 国务大臣（国土交通大臣）
西村明宏 国务大臣（環境大臣、内閣府特命担当大臣）
浜田靖一 国务大臣（防衛大臣）
松野博一 国务大臣（内閣官房長官）
河野太郎 国务大臣（デジタル大臣、内閣府特命担当大臣）
渡辺博道 国务大臣（復興大臣）
谷公一 国务大臣（国家公安委員会委員長、内閣府特命担当大臣）
小倉將信 国务大臣（内閣府特命担当大臣）
後藤茂之 国务大臣（内閣府特命担当大臣）
高市早苗 国务大臣（内閣府特命担当大臣）
岡田直樹 国务大臣（内閣府特命担当大臣）
欠席者：岸田文雄 内閣総理大臣
陪席者：磯崎仁彦 内閣官房副長官
栗生俊一 内閣官房副長官
近藤正春 内閣法制局長官
欠席者：木原誠二 内閣官房副長官

閣議案件：別添案件表のとおり。

○一般案件 1件
○国会提出案件 4件
○政令 16件
○人事 2件
○配布 1件

いずれも、案件表のとおり、決定等となった。

議事内容：

○松野国務大臣：ただ今から、閣議を開催いたします。まず、岸田総理の海外出張について申し上げます。岸田総理の出張は、3月19日からのインド国出張に、ポーランド国及びウクライナ国への訪問を加え、23日まで日程が延長となっておりますので、御了知願います。

次に、閣議案件について、磯崎副長官から御説明申し上げます。

○磯崎内閣官房副長官：一般案件等について、申し上げます。まず、「成育医療等基本方針の変更」について、御決定をお願いいたします。本件は、医療計画等の策定・実施に係る地方公共団体の取組を支援する等の改定を行うものであります。

次に、質問主意書に対する答弁書4件について、お手元の資料のとおり、御決定をお願いいたします。

次に、政令5件について、御決定をお願いいたします。まず、「警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令」、「証人等の被害についての給付に関する法律施行令」、及び「海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行令」の一部を改正する3政令は、警察官の職務協力援助者等に対する介護給付額を改定するものであります。

次に、「児童福祉法施行令の一部改正令」は、児童福祉施設等が基準を順守していることの確認について、一定の場合において、実地検査に代えて報告を求めること等により行うことができるようにするものであります。

次に、「公害健康被害補償法施行令の一部改正令」は、最近の経済事情等の変動に鑑み、療養手当額等を改定するものであります。

次に、人事案件について、申し上げます。まず、防衛省人事といたしまして、お手元に配布しております資料のとおり承認することについて、御決定をお願いいたします。その主な内容は、統合幕僚長山崎幸二が退官し、その後任に、陸上幕僚長吉田圭秀を、充てるものであります。

次に、中山敏雄外82名の叙位又は叙勲について、御決定をお願いいたします。

次に、配布資料といたしまして、「令和4年度の特別交付税及び震災復興特別交付税の3月交付」があります。本件につきましては、後程、総務大臣から御発言があります。

次に、準備のための案件について、申し上げます。令和5年度予算の関連政令11件について、あらかじめ御決定をお願いいたします。本件は、当該予算の成立を条件に決定するもので、それまでの間、不公表扱いとなりますので、御了承をお願いいたします。まず、「東日本大震災財特法の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令の一部改正令」は、災害援護資金貸付けの特例の適用期間を令和6年3月31日まで延長するものであります。

次に、「子ども・子育て支援法施行令の一部改正令」は、事業主拠出金の施設型給付費等への充当割合を引き上げるものであります。

次に、「警察法施行令の一部改正令」は、地方警務官を増員するものであります。

次に、「原子爆弾被爆者援護法施行令」、「予防接種法施行令」、「新型インフルエン

ザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行令」、「独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行令」及び「児童扶養手当法施行令等」の一部を改正する5政令は、全国消費者物価指数の変動等に応じて、医療特別手当等の額を改定するものであります。

次に、「土地改良法施行令の一部改正令」は、都道府県が行うべき土地改良事業として一定の農業用排水施設を新設する事業を追加する等の措置を講ずるものであります。

次に、「都市再生特別措置法施行令の一部改正令」は、民間事業者が民間都市再生事業計画の認定を申請できる都市開発事業の規模要件等を緩和するものであります。

次に、「防衛省職員給与法施行令の一部改正令」は、教育訓練招集に応じた予備自衛官補に支給される教育訓練招集手当の額の引上げ等を行うものであります。

○松野国務大臣：次に、総務大臣から御発言がございます。

○松本国務大臣：本日、令和4年度の特別交付税及び震災復興特別交付税の3月交付額を決定いたしました。このうち、特別交付税の3月交付額は8,179億円であり、今年度の交付総額は1兆1,131億円となっております。除排雪経費、豪雨などの災害対策及び鳥インフルエンザ対策に要する経費について、特に丁寧の実態を把握して算定を行うなど、関係地方公共団体の財政運営に支障が生じないよう適切に対処したところであります。また、震災復興特別交付税の3月交付額は310億円であり、今年度の交付総額は802億円となっております。引き続き、被災団体が東日本大震災からの復旧・復興事業を円滑に進めることができるよう、適切に対応してまいります。

○松野国務大臣：これをもちまして、閣議を終了いたします。

引き続き、閣僚懇談会を開催いたします。河野大臣から御発言がございます。

○河野国務大臣：販売預託は、事業者が、消費者に販売した物品について一定期間預託を受け、その預託に関し消費者に財産上の利益を供与することを約するもので、過去に安愚楽牧場やジャパンライフの事案で多大の消費者被害を生じさせた取引手法です。改正預託法が昨年6月から施行され、個別に消費者庁の確認を受けた者以外が行う販売預託は原則禁止となり、現時点でこの確認を受けた者はありません。それにもかかわらず、各府省庁において表彰、推薦、あるいはウェブサイト上で掲載・紹介されている事業者の中に、販売預託に該当するおそれのある取引を行う事業者が存在する可能性が懸念されています。各府省庁の表彰の対象となることで消費者の警戒感が薄れ、被害が拡大するようなことがあってはなりません。消費者庁から各府省庁へ、預託法に関する注意喚起の文書を発出しておりますので、各大臣におかれては、御対応を事務方へ御指示いただくよう、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

○松野国務大臣：ほかに御発言はございますか。

無いようですので、以上をもちまして、閣僚懇談会を終了いたします。

資料あり
資あり ○ 公害健康被害の補償等に関する法律施行令の一部
を改正する政令（決定） （環境・財務省）

◎人 事

資料あり
資あり ○ 各府省幹部職員の任免につき、内閣の承認を得る
ことについて（決定）
〃 ☆元特定郵便局長中山敏雄外82名の叙位又は叙勲
について（決定）

◎配 布

☆令和4年度の特別交付税及び震災復興特別交付税
の3月交付について （総務省）

〔○署名あり ☆署名なし〕

◎政 令

資料あり
資あり

- 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令の一部を改正する政令（決定）
（内閣府本府・財務省）
- 〃 ○子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令（決定）（同上）
- 〃 ○警察法施行令の一部を改正する政令（決定）
（警察庁）
- 〃 ○原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令の一部を改正する政令（決定）
（厚生労働・財務省）
- 〃 ○予防接種法施行令の一部を改正する政令（決定）
（同上）
- 〃 ○新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令（決定）（同上）
- 〃 ○独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行令の一部を改正する政令（決定）（厚生労働省）
- 〃 ○児童扶養手当法施行令等の一部を改正する政令（決定）（厚生労働・財務省）
- 〃 ○土地改良法施行令の一部を改正する政令（決定）
（農林水産・財務省）
- 〃 ○都市再生特別措置法施行令の一部を改正する政令（決定）（国土交通・財務省）
- 〃 ○防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令（決定）（防衛省）

[○署名あり ☆署名なし]